

ため池等共有地の所有権の変遷

Transition of ownership of commons such as irrigation ponds

○工藤 庸介*・木全 卓*

Yosuke KUDO* and Takashi KIMATA*

1. はじめに わが国は稲作を中心とした長い農業の歴史を有し、圃場や水利施設の整備・改良、すなわち農業農村整備の歴史を今日に至るまで積み重ねてきた。しかし、近年の都市化の進展に伴い、都市近郊の農業地域では農地が宅地等に転用されることも珍しくない。そのような地域では、農業用水としての役割を終えたため池が埋め立て転用される事例も少なくない。たとえば堺市では、平成12年時点において、ため池埋立地は410箇所、面積で250.79ha存在している¹⁾。しかしながら、ため池は単なる水源施設でなく、多様な生物の生息地や地域の水辺空間などの多面的機能を有することが多く、地域資源として維持、利活用したいという意向を行政や住民が持つことも少なくない。ところが、ため池には所有権が明確でない共有地として法的に曖昧な状態なものも多々あり、公共空間としての利用の障害となっていることがある。また、所有形態の背景にある経緯が、ため池に対する地域の意識に影響を及ぼしている可能性もある。そこで本報では、今後のため池の新たな利活用を考える端緒として、主として明治以降の共有地や財産に関する法令を元に、ため池等の共有地の所有権がどのように変遷してきたのかを整理した。

2. 江戸時代以前 江戸時代までは、ため池等の共有地は自治組織としての旧村が共同で使用する財産であった。言い換えると、旧村という生活共同体が共有地を「総有」していた。総有とは、多数人が1つの団体を組成し、目的物の管理処分などはもっぱら団体の権限に属し、団体員は一定の範囲で各自収益をする機能を認められるような共同所有の形態²⁾である。すなわち、共有地を旧村が総有して村民それぞれが利益を得ることを「入会」と定義する³⁾と、ため池などの共有地は「入会地」であったといえる。

3. 地券制度の創設 明治5年の「地所永代売買ノ解禁」により、いわゆる地券制度が創設された。このことにより、土地の所有者が決定される近代的土地所有制度へと移行する。この時点での入会地の所有名義は①旧村の名義、②村民全体の記名共有、③旧村の代表者の名義、の3つに大別される。

4. 市制・町村制 明治21年の「市制・町村制」により、複数の従来の旧町村が合併され、旧村名義の共有地の財産権は、原則として新市町村に引き継がれた。しかし、旧村が管理し総有してきた入会地を新町村の財産とみなすことによって、新市町村としてまとめられた他の旧村民にも入会をする権利が発生することには抵抗があったため、①旧慣使用権の規定（第八十三條）と②財産区の設定（第百十四・百十五條）という2つの規定が設けられた。①は、旧村民の入会慣行を法律的に承認するものである。②は、市町村の一部（旧村）を独立の法人格を有する権利主体（旧財産区）と認めたものである。これらの規定から、旧村名義の共有地は旧財産区の公有財産となり、公有の入会地を旧村民が慣行によって使用するという所有形態が生まれた。

*大阪府立大学大学院生命環境科学研究科：Graduate School of Life and Environmental Sciences, Osaka Pref. Univ.
キーワード：共有地，旧村，所有権

5. **民法制定** 明治29年に制定された「民法」で、入会慣習が入会権として私有財産権の地位を得ることが明記され、入会集団が旧村と一致する場合、その私有財産（入会財産）は「部落有財産」と定義された。ここで、旧財産区の共有地に対して公有財産（市制・町村制）と私有財産（民法）との対立が生じることとなった⁴⁾。また入会権には、地盤所有権と使用収益権の双方が認められる場合（二百六十三条）と、使用収益権のみが認められる場合（二百九十四条）との2つが規定された。ため池においてはこれらの権利が1箇所に入り組んでいることも、複雑な権利関係の一因となっている。

6. **部落会・町内会の整備** 昭和15年の「部落会町内会等整備要領」によって、地域社会が部落会・町内会として再編成された。さらに、昭和18年の「町村制一部改正」によって部落会・町内会は法人格を持ち、共有地などの財産を取り扱う権限を持つようになった。

7. **戦後** GHQによる昭和22年の「町内部落会等解散」によって、国家戦時体制の末端組織として認識された部落会・町内会は解散を余儀なくされた。この時点で部落会・町内会が所有していた財産は、市区町村や複数人の共有、個人有に引き継がれたものも少なくない。昭和27年に制定された「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」によって町内会等は復活したが、法人格を持たない住民組織であるために共有地の登記を団体名で行うことができず、その所有権の帰属をめぐるトラブルが発生することも多かった。そこで、平成3年の「地方自治法の一部改正」により、町内会等の地域的共同活動を行う団体が、不動産に関する権利等を保有するために、認可地縁団体（地縁法人）として法人格を持つことができるようになった。

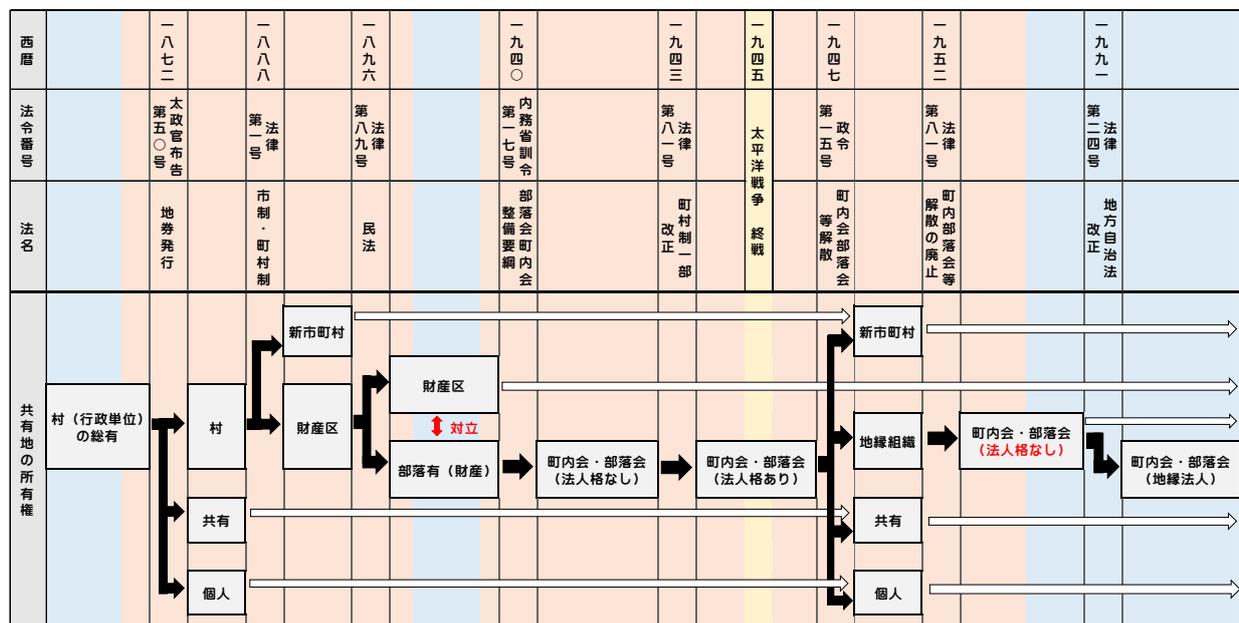


Fig. 1 : 共有地の所有権の変遷

Transition of ownership of commons

8. **おわりに** ため池等の共有地は、明治以降の近代的土地所有制度下においても、旧村のローカル・コモンズ的な性格を持ち続けてきたことが、本報告を通して明らかになった。そこにいかなる公共性を見出すかが、今後のため池の利活用にとって重要な論点となろう。

参考文献 1) 大阪府：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書，3，pp.57-78，2007。 2) 我妻 榮・有泉 亨：民法1 総則・物権法，一粒社，533p，1976。 3) 川島武宜・川井 健：新版注釈民法（7）物権（2），有斐閣，997p，2007。 4) 渡辺洋三：入会と財産区，勁草書房，408p，1974。